

# 第71回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報



## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしました。

当社は、企業理念の1つである「開かれた企業」のもと、当社の企業価値を向上させるため、また、法が求める内部統制の3つの目的である①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③法令・定款の遵守、を確保するために、以下の3項目を基本方針とし、体制を整える。

- \* 日常業務のプロセスにおいて、ビジネスリスクのチェック・判断を組織的に行うことにより、リスクを回避する。
- \* 環境変化に適応し、ビジネスリスクの管理体制を継続的に見直す。
- \* 外部の第三者の視点を取り入れ、透明性を確保する。

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- \* 当社は、取締役・従業員が法令・定款を遵守し、企業理念の1つである「開かれた企業」を具現化できるよう行動規範を制定する。
- \* 取締役会については、取締役会規程を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- \* また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象としている。
- \* 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
- \* 担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、重大な問題への対応・再発防止策の決定、コンプライアンス施策の検討などを行うこととする。コンプライアンス委員会事務局は、施策の推進を図るとともに、コンプライアンスホットライン窓口として、従業員などからの公益通報に基づき、社会規範や倫理に反する当社及び従業員の行為を調査し、違反状態の速やかな行為改善を図る。
- \* また、研究開発段階で行われるヒトを使った効用・安全性の確認などが、個人の尊厳や人権を損なわないものであるかを事前に審査する機関として担当取締役を委員長とした研究倫理審査委員会を設置する。委員会には、研究部門以外の社員を始め、社外の医師や弁護士も加えて、中立的な立場から審査・承認ができる体制とする。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他体制

- \* 当社は、当社グループにおけるリスク管理の統括機関として、代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策会議を設置し、リスク対応方針や重要リスク対応課題について検討し、迅速な意思決定を行う。

- \*各事業所の業務活動が、法令、諸規程及び経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されているか否かを検討し、経営の合理化・業務効率の改善向上に資することを目的に内部監査を実施する。内部監査の実施は内部監査室が担当し、半期毎に定期監査を実施し、監査において発見された問題点については、都度情報交換・意見交換を行い、必要な対策または改善措置を立案・実行する。
  - \*担当取締役を委員長とする品質保証委員会を設置し、現場からトップまで品質情報の一貫化による品質行政対応のスピードアップを図り、また、設計品質のアセスメントを実施する。
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- \*当社は、執行役員制度により、意思決定・監督機能(取締役)と業務執行機能(執行役員)を分離し、経営責任の明確化及び意思決定と業務執行のスピードアップを図る。
  - \*取締役の任期は、経営環境の変化への迅速な対応のため、1年とする。
  - \*経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に策定される中期経営計画及び年度計画に基づき、各事業本部・業務執行ラインにおいて、目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか取締役会での月次決算報告を通じて定期的にチェックを行う。
  - \*取締役の職務の執行が効率的に行われることは、すなわち利益をあげることと捉え、持続的な利益獲得力を高める仕組みとして、リアルタイムマネジメント、事業所別利益マネジメントシステムにより、業務活動を遂行する。
  - \*多くの株主さまの目で当社を評価していただく(経営監視機能の強化のため「ファン株主づくり」)を推進する。今後も、株主さまからいただくご意見を経営活動に活かすとともに、企業活動の情報開示を拡充させていく。
- ④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- \*当社は、議事録・稟議書等取締役の職務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程を始めとした社内規程に基づき、保存及び管理を行う。
  - \*また、情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」を作成し、個人情報を含む機密情報の保護に取り組む。また、その内容については、「情報セキュリティガイドブック」を発行し、事業所で説明会をするなど社内での浸透を図る。
- ⑤当子会社・関連会社における業務の適正を確保するための体制
- \*子会社・関連会社における業務の適正を確保するため、子会社・関連会社全てに適用する行動規範を定め活動する。
  - \*子会社・関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の四半期毎の報告と重要案件については、親会社であるカゴメ取締役会への付議・報告を行うこととする。
  - \*子会社・関連会社の管理については、経営企画室、事業開発部、財務経理部にて行う。
- ⑥監査役の職務を補助する体制
- \*当社は、現在、監査役の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて経営企画室を始めとした各部門スタッフを補助することとし、補助にあたっては取締役をはじめ組織上の上長等の指揮命令を受けないこととする。

⑦監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- \* 当社の監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、取締役会の経営意思決定、経営陣の業務執行を常に監査役会にてチェックできる体制を整える。
- \* また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

### ①基本方針の内容

当社グループは「感謝」、「自然」、「開かれた企業」を企業理念としております。これは創業100周年にあたる1999年を機に、当社グループのさらなる発展を目指して、創業者や歴代経営者の信条を受け継ぎ、当社の商品と提供価値の源泉、人や社会に対し公正でオープンな企業を目指す決意を込めて、2000年1月に制定したものです。当社グループはこの企業理念に則り、企業活動を展開しております。

当社の株式について、特定の買付者による大量取得行為が行われる場合に、株主の皆さまが当社の株式を売却されるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えられますが、その前提として、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断を頂くために適切かつ十分な期間と機会を確保することが重要と考えられます。そのためには、当社取締役会が、大量取得行為を行おうとする者から詳細な情報を収集して、これを株主の皆さまにご提供するとともに、かかる大量取得行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるものと判断する場合には、当該大量取得行為に係る提案と当社取締役会が作成する代替案のいずれを選択すべきかについて、株主の皆さまに適切かつ十分な情報をご提供したうえでそのご判断を仰ぐことが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために最善の方策であると当社は考えます。

### ②基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、この企業理念に則り、企業の成長は、社会の成長とともにあることを認識し、「開かれた企業」として、世界に広がるあらゆるステークホルダーの皆さまと手を携え、新たな価値ある商品を提供できるよう取り組んでおります。また、当社グループのつくる商品の価値の源は、「自然」であり、自然に根差し、農業から生産、加工、販売と一貫したバリューチェーンを持った世界でもユニークな企業として、この強みを活かし、グローバル市場を見据えて激しい環境変化に対応するスピードと競争力を強化する経営を推進しております。そして、すべてのステークホルダーに「感謝」の心を持ち、皆さまに愛され支持される会社であり続けられるよう、たゆまず努力をしております。

#### 【1】中期経営計画による企業価値向上への取り組み

当社グループは、2015年からの新たな中期経営方針として持続的成長に向けた収益獲得基盤の強化に力点を置き、3つの重点課題に取り組めます。1つ目は既存商品の価値向上を通じて収益性を高める「バリューアップ」、2つ目は「働き方の改革」による生産性の向上、3つ目は新たな需要を創出する「イノベーション」です。

このような認識のもと、重点事業領域として、グローバルトマトサプライヤーの実現、生食用トマトの拡大と機能性野菜のパックサラダの開発、「トマトのことなら何でもカゴメに」と言って頂ける国内業務用事業の拡大、新たな需要創造に向けた「フレッシュ化への挑戦」に経営資源を集中させ、部門間の連携を強化することで、当社が持続的に成長する基盤づくりを進めます。

将来を見据えると、日本では3名に1名が高齢者という超高齢社会の到来、世界的には人口増加と経済発展及び

気候変動に伴う資源・エネルギー問題、食糧問題などが深刻さを増すと考えられています。当社グループは、プロダクトアウト型からソリューション型の事業に発想を転換し、社会の変化と要請を事業戦略に組み込んでいくことで、今後も食を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、新たな需要を創造し、収益獲得力を高めてまいります。

## 【2】コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社グループは、経営の透明性の実現、経営責任の明確化、スピーディーな意思決定、経営監視機能の強化をコーポレート・ガバナンスにおいて重要な事項と考えております。当社は、取締役の任期を1年とすることで経営責任を明確化し、経営判断・意思決定の過程で、その知識と経験に基づいた助言・提言をいただくことを目的に経営陣から独立した複数の社外取締役を選任しています。また、執行役員制度を採用し、取締役は、経営戦略の決定と業務執行の監督に、執行役員は、部門業務の執行に専念できる体制を整備しております。さらに、当社は2001年から「ファン株主政策」として、個人株主づくりに積極的に取り組んできました。多くの株主さまの目で当社の企業活動や経営成績についてご評価いただくことが、経営監視機能の強化につながる、との考えからです。この結果、株主数は20万人を超え、当社の発行済株式総数に占める個人株主の皆さまの持株比率は約60%となっております。このような取り組みを通じて、コーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。

当社は創業した明治32年以来、当社の企業価値を高めることに取り組んできておりますが、このような取り組みを推進することによって、より一層当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることができるものと確信しております。

## ③基本方針に基づく不適切な支配の防止のための取り組み

当社はこのような考え方にに基づき以下のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本ルール」といいます。）を制定し、導入いたしました。本ルールは、当社株式の買付（以下において定義します。）が行われる場合に、買付者（以下において定義します。）に対して、予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して、買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を害する買付を抑制し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

当社は、万一当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞がある買付の提案がなされた場合であっても、かかる買付提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの株主共同の利益にかかわるものであるため、原則として株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。そのため、本ルールでは、買付者から買付提案がなされた場合には、当社取締役会が買付者から詳細な情報を収集し、これを独立委員会（以下において定義します。）に提供したうえで、当社取締役会及び独立委員会において慎重かつ十分な検証を行い、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該買付提案は当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があると判断した場合には、株主の皆さまに対して、買付者の買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに当社取締役会が作成する代替案に関する適切かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主意思確認総会等を開催することにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを判断頂くこととしております。

なお、買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかである場合や、買付者が本ルールを遵守しない場合には、株主意思確認総会等を開催することなく、独立委員会の意見を最大限尊重のうえ当社取締役会の判

断に基づいて対抗策を発動します。

- ※1 「買付」とは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他一切の行為、または当社が発行者である株券等について、公開買付者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいいます。
- ※2 「買付者」とは、買付を行う者及び買付を行おうとする者(当社の同意を得ることなく、かかる買付に関する情報開示等を行う者及び買付提案を行う者を含む)をいいます。
- ※3 「独立委員会」とは、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社の社外役員又は学識経験者等の中から、当社取締役会決議に基づき選任される3名以上の委員によって構成される委員会をいいます。

#### ④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本ルールの設計にあたり、以下の事項を考慮し盛り込むことにより、本ルールが基本方針に従い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上させるために最善の方策であると考えております。

##### 【1】買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省と法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、また企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」における提言内容と整合的な内容となっております。

##### 【2】株主の皆さまの意思を重視するものであること

本ルールは、株主の皆さまにご判断をいただくために適切かつ十分な情報を提供したうえで、当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があり、対抗策を発動すべきであるとの判断がなされた場合には、株主意思確認手続きを行うことにより、株主の皆さまに対抗策を発動すべきか否かを直接ご判断いただく方法を採用しています。

また、当社は当社取締役会において決議した本ルールを2012年6月開催の定時株主総会において株主の皆さまの承認を得たうえで継続することとしており、その後当社株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合は、当該決議に従い変更又は廃止されるものとなっております。さらに、本ルールには有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されております。

このように、本ルールは、株主の皆さまの意思が十分に反映される仕組みを採用しております。

##### 【3】当社取締役会の判断による対抗策発動の制限

当社取締役会が株主意思確認手続きを行わずに対抗策を発動できる場合は、買付者が本ルールに違反した場合や買付が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損することが明らかな場合であり、かつ独立委員会が当社取締役会の判断による対抗策の発動に賛同する場合に限定されています。

##### 【4】独立委員会及び第三者たる専門家の意見を重視

本ルールにおいては、買付者による買付提案に対して対抗策を発動するか否かの判断が適切になされることを確保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名以上の委員から構成される独立委員会を設置し、買付者からの買付提案に関する情報の収集、買付者による買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益を害する虞があるとして株主意思確認手続きに基づき対抗策を発動することの是非、及び株主意思確認手続きを行うことなく当社取締役会の判断により対抗策を発動することの是非等について、独立委員会の意見を諮問し、これを最大限

---

尊重する仕組みを採用しています。

また、当社取締役会は、代替案及び買付者の買付提案に関する当社取締役会の見解の作成にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが可能であり、かかる助言を得る場合には、これを尊重することにより、当社取締役会の判断が恣意的なものとならないよう配慮するものとされています。

### (3) 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元を、経営上の最重要課題の一つと認識しております。「連結業績を基準に、配当性向40%を目安に安定的に現金配当する」ことを目指してまいります。

#### 《当期の剰余金の配当》

当期の配当につきましては、9カ月間の短縮決算にともない、前期の1株当たり22円に対しその4分の3となる16円50銭を予定しております。

この結果、連結配当性向は37.5%となります。

次期の配当につきましては、中期的な利益還元方針に沿い、1株につき年間22円を予定しています。

# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 27社

主要な連結子会社は、加太菜園(株)、響灘菜園(株)、いわき小名浜菜園(株)、カゴメ不動産(株)、カゴメ物流サービス(株)、KAGOME INC.、United Genetics Holdings LLC、Vegitalia S.p.A.、Holding da Industria Transformadora do Tomate、SGPS S.A.、United Genetics Turkey Tohum Fide A.S.、Kagome Australia Pty Ltd.、台湾可果美股份有限公司、可果美(杭州)食品有限公司、可果美(上海)飲料有限公司、可果美(天津)食品制造有限公司、OSOTSPA KAGOME CO.,LTD.、KMB Investment Pte.Ltd.であります。

可果美(上海)飲料有限公司につきましては、当連結会計年度に設立したことにより連結の範囲に含めております。

可果美餐飲管理(無錫)有限公司につきましては、当連結会計年度末において重要性が低下したことにより、可果美(無錫)食品有限公司につきましては、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社 7社

愛知トマト(株)、和粹技(上海)商貿有限公司、他5社

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社 1社

世羅菜園(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社 8社

非連結子会社7社(愛知トマト(株)及び和粹技(上海)商貿有限公司、他5社)及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は連結決算日を3月31日としておりましたが、事業サイクルに合わせて当社及び当社グループの決算期を統一することで、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図るため、ならびに将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性への対応を図るため、2014年6月18日開催の第70期定時株主総会の決議により、連結決算日を12月31日に変更しております。当該変更に伴い、当連結会計年度は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヵ月間となっております。

### 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度の連結計算書類作成に当たり、従来決算日が2月末でありましたカゴメ不動産(株)及びカゴメ物流サービス(株)については、決算日を12月31日に変更しており、2014年3月1日から2014年12月31日の10ヵ月の会計期間の計算書類を使用し、その他の連結子会社につきましては2014年1月1日から2014年12月31日の12ヵ月の会計期間の計算書類を使用しております。

## 5. 会計処理基準に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

#### ②デリバティブ

時価法

#### ③たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

#### ②無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております

#### ③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。  
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。  
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- |          |         |
|----------|---------|
| a. ヘッジ手段 | 為替予約等   |
| ヘッジ対象    | 外貨建予定取引 |
| b. ヘッジ手段 | 金利スワップ  |
| ヘッジ対象    | 借入金     |
| c. ヘッジ手段 | 商品スワップ  |
| ヘッジ対象    | ガス      |

③ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 6. 会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が6百万円減少、退職給付に係る負債が117百万円増加し、利益剰余金が79百万円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 7. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」及び「流動負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、重要性が増したため、当連結会計年度の連結貸借対照表において独立掲記しております。

なお、前連結会計年度における「長期貸付金」は1,293百万円、「繰延税金負債」は1,071百万円であります。

## II. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

#### (1) 資産の内容及びその金額

受取手形及び売掛金	1,468百万円
商品及び製品	985百万円
原材料及び貯蔵品	4,336百万円
計	<u>6,790百万円</u>

#### (2) 担保に係る債務の金額

短期借入金	361百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	1,007百万円

### 2. 保証債務

世羅菜園(株)銀行借入	236百万円
マイケーフーズ(株)銀行借入	90百万円
従業員住宅資金借入	2百万円
従業員契約物件保証債務	13百万円
計	<u>342百万円</u>

### Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,616,944株

#### 2. 配当に関する事項

##### (1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2014年5月21日 取締役会	普通株式	2,188	22	2014年3月31日	2014年5月28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金6百万円が含まれております。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2015年2月25日開催の取締役会にて、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

- ①配当金の総額 1,641百万円
- ②1株当たり配当額 16円50銭
- ③基準日 2014年12月31日
- ④効力発生日 2015年3月12日

(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれております。

### Ⅳ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な事業運転資金についても銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスク並びにエネルギーの価格変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、社内規定に従い、主な取引先の信用調査、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。その一部には、製品の輸出に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、長期貸付金に係る貸付先の信用リスクに関しては、貸付先の信用状況及び回収期日や残高を定期的に管理することで財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用の債券であり、株式及び債券については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の確保を目的とした資金調達であり、長期借入金は主に設備投資を目的とした資金調達であります。借入金の一部については、外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。また、借入金の一部については、変動金利のものがあり、金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び外貨建ての借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループでは、社内規定に従い、営業債権及び貸付金について、営業管理部門及び財務経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

その他有価証券のうちMMF、コマーシャルペーパー等は、社内規定により格付けの高いもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い金融機関(長期債務に対する格付シングルA以上)とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日現在の最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

#### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務及び外貨建て借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、社内規定により当社の財務経理部及び一部子会社が実施しております。取引予定額、月次取引状況、取引残高等について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の各部署、連結子会社等からの報告に基づき、当社の財務経理部が資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を一定水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち24.4%が特定の大口顧客(伊藤忠商事株)に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2014年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)をご参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	11,458	11,458	—
(2)受取手形及び売掛金	33,202	33,202	—
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	28,988	28,988	—
(4)長期貸付金	2,366	2,366	—
資産計	76,015	76,015	—
(1)支払手形及び買掛金	14,150	14,150	—
(2)短期借入金	6,477	6,477	—
(3)長期借入金	29,280	29,280	—
負債計	49,909	49,909	—
デリバティブ取引(※)			
(1)ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
(2)ヘッジ会計が適用されているもの	14,431	14,431	—
デリバティブ取引計	14,431	14,431	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期貸付金には、1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

#### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	829

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

## V. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,204円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 44円1銭     |

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当連結会計年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は234千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は176千株であります。

## VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は、いずれも総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 2～15年

#### (2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(17年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段	為替予約等
ヘッジ対象	外貨建予定取引
b. ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金

#### (3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスク及び借入金の金利変動によるリスクを回避する目的のみヘッジ手段を利用する方針であります。

### 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 8. 決算日の変更にに関する事項

当社は決算日を3月31日としておりましたが、事業サイクルに合わせて当社及び当社グループの決算期を統一することで、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図るため、並びに将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性への対応を図るため、2014年6月18日開催の第70期定時株主総会の決議により、決算日を12月31日に変更しております。当該変更に伴い、当事業年度は2014年4月1日から2014年12月31日の9ヵ月間となっております。

## 9. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2012年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が16百万円減少、退職給付引当金が99百万円増加し、利益剰余金が75百万円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## II. 貸借対照表に関する注記

### 1. 債務保証

当社従業員及び関係会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

(単位：百万円)

いわき小名浜菜園(株)銀行借入	262
加太菜園(株)未払債務	78
世羅菜園(株)銀行借入	236
マイケーフーズ(株)銀行借入	90
Kagome Inc.銀行借入	916
United Genetics Holdings LLC銀行借入	602
United Genetics Italia S.p.A.銀行借入	438
従業員住宅資金借入	2
従業員契約物件保証債務	13
計	2,641

### 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(単位：百万円)

(1) 短期金銭債権	13,426
(2) 長期金銭債権	11,423
(3) 短期金銭債務	3,403
(4) 長期金銭債務	170

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

(単位：百万円)

(1) 売上高	222
(2) 仕入高・販売費及び一般管理費	17,509
(3) 営業取引以外の取引高	391

#### 2. 販売費及び一般管理費の主な費目及び金額

(単位：百万円)

販売手数料	2,964
販売促進費	21,913
広告宣伝費	5,082
運賃・保管料	7,240
貸倒引当金繰入額	△ 2
取締役報酬	181
監査役報酬	45
役員賞与引当金繰入額	34
給料・賃金	6,325
賞与引当金繰入額	245
退職給付費用	443
その他人件費	2,454
交際費・会議費	181
寄付金	45
減価償却費	927

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 331,909株

(注) 上記には、従業員持ち株ESOP信託が保有する自社の株式が176千株含まれております。

## V. 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)	賞与引当金	121
	貸倒引当金	220
	その他	112
	合計	<u>454</u>
繰延税金負債(流動)との相殺		<u>△ 454</u>
繰延税金資産(流動)の純額		—
繰延税金負債(流動)	繰延ヘッジ損益	5,109
	その他	1
	合計	<u>5,110</u>
繰延税金資産(流動)との相殺		<u>△ 454</u>
繰延税金負債(流動)の純額		<u>4,655</u>
繰延税金資産(固定)	投資有価証券評価損	204
	関係会社投融資評価損	3,918
	退職給付信託設定額	537
	退職給付引当金	1,034
	ソフトウェア費用損金不算入額	269
	年金資産配当金益金算入額	133
	その他	435
	小計	<u>6,533</u>
	評価性引当額	<u>△ 592</u>
	合計	<u>5,941</u>
繰延税金負債(固定)との相殺		<u>△ 4,982</u>
繰延税金資産(固定)の純額		<u>958</u>
繰延税金負債(固定)	その他有価証券評価差額金	2,486
	土地評価差益	433
	関係会社への不動産売却益	1,096
	固定資産圧縮積立金	805
	退職給付信託設定益	150
	その他	11
	合計	<u>4,982</u>
繰延税金資産(固定)との相殺		<u>△ 4,982</u>
繰延税金負債(固定)の純額		—

## Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として車両(車両運搬具)、OA機器(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」4(3)に記載のとおりであります。

## Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)	
子会社	響灘菜園(株)	所有 直接66%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注)	貸付	—	短期貸付金	—
					回収	200	長期貸付金	2,150
				利息の受取(注)	△ 0	流動資産その他	0	
子会社	いわき小名浜 菜園(株)	所有 直接49%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注)	貸付	—	短期貸付金	—
					回収	250	長期貸付金	2,600
				利息の受取(注)	△ 1	流動資産その他	0	
子会社	Holding da Industria Transformadora do Tomate,SGPS S.A.	所有 直接55.51%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注)	貸付	3,301	短期貸付金	10,550
					回収	1,688	長期貸付金	—
				利息の受取(注)	140	流動資産その他	142	
子会社	カゴメ不動産(株)	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注)	貸付	700	短期貸付金	—
					回収	1,800	長期貸付金	2,500
				利息の受取(注)	2	流動資産その他	0	
子会社	Kagome Australia Pty Ltd.	所有 直接100%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付(注)	貸付	1,626	短期貸付金	1,983
					回収	1,333	長期貸付金	1,674
				利息の受取(注)	81	流動資産その他	55	

(注) 子会社に対する資金の貸付については、市場金利等を勘案して決定しております。なお、資金の貸付に関して、担保は受け入れておりません。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,151円86銭
2. 1株当たり当期純利益	41円06銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている従業員持株ESOP信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

当事業年度において1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は234千株であり、1株当たり純資産の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は176千株であります。

## Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。